

1 議 事 日 程

〔令和2年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和2年12月8日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第65号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	神武綾	議員
委員	長谷川公成	議員	委員	原田久美子	議員
〃	徳永洋介	議員	〃	柳原荘一郎	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

総務部長	山浦剛志	教育部長	菊武良一
総務部理事	五味俊太郎	教育部理事	堀浩二
議会事務局長	阿部宏亮	総務課長併 選挙管理委員会書記長	川谷豊
社会教育課長	木村幸代志	経営企画課長	佐藤政吾
学校教育課長	鳥飼太	文書情報課長	山口辰男
文化財課長	友添浩一	管財課長	柴田義則
文化学習課長	花田敏浩	防災安全課長	白石忠
地域コミュニティ課長	齋藤実貴男	スポーツ課長	轟貴之
監査委員事務局長	木村昌春	会計課長	小島俊治

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 岡本和大

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第65号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第65号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の14、15ページをお開きください。

ここでお諮りします。

今回の補正予算においては、人件費に関連する補正項目が多く計上されておりますことから、初めに当委員会所管分に当たる人件費関連の補正項目について説明を求め、その後、細目の審査の際に詳細な質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、人件費に関連する補正項目について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山浦剛志） おはようございます。

人件費関係の補正予算につきましては、複数の課が該当いたしますことから、私から一括してご説明申し上げます。

該当箇所は、補正予算書の歳出の各ページ、3節職員手当等でございます。

これらは、いずれも人事院勧告に伴う給与改定に伴うものでございまして、11月27日に招集されました第5回臨時会におきまして太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例が可決、施行され、特別職、市議会議員、任期付職員及び一般職の12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引き下げることとなったことに伴う予算の減額でございます。

なお、人勧以外の要因に係る人件費の補正につきましては、個別に担当課長より説明いたし

ますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

ただいまの説明について全般的な質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは進みます。

1款1項1目職員給与費及び議会運営費については、先ほど部長から説明がありました人件費に関するものですが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、2款1項1目及び10目の職員給与費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川谷 豊） それでは、人勸以外の要因に係る人件費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

同ページ、2款1項1目一般管理費、001職員給与費1,139万7,000円の減、その下の10目人事管理費、職員給与費50万5,000円の減についてでございます。

これらは、一般会計から介護保険事業特別会計への職員の異動に伴う人件費の減と、先ほど部長から説明いたしました人事院勧告に伴う一般会計職員の期末手当の減の合算となっております。具体的に申し上げますと、一般管理費の03節職員手当等265万7,000円の減のうち108万5,000円の減のみが人事院勧告に伴う職員の期末手当の減部分でございまして、その他の部分は介護特会への職員の人事異動に伴う予算の調整となっておりますのでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、2款2項1目総合企画推進費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 2款2項1目、990総合企画推進費についてご説明申し上げます。

この補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、昨年度やむなく中止いたしました新元号令和考案者とされます中西進先生をお招きしての令和イベントを開催する費用でございます。昨年度と同じく実行委員会を組織いたしまして、市内の各団体にもご協力をいただきまして、現在のところ令和3年2月14日開催の予定といたしております。その費用といたしまして、実行委員会に310万2,000円を補助金として計上させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次のページ、2款7項1目職員給与費については冒頭に説明がありました人件費に関するものですが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、補正予算書24、25ページをお開きください。

10款1項2目職員給与費については冒頭に説明がありました人件費に関するものですが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、同日学校教育運営費から10款3項1目中学校管理運営費までについて説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、24、25ページをお願いいたします。

10款1項2目、150学校教育運営費、11節需用費のうち消耗品費に1,070万円増額補正要求をさせていただきます。

これは、再度学校が臨時休業になった場合に、全ての児童・生徒が自宅でオンライン学習を可能にするために貸出用のWi-Fiルーターを購入するための費用でございます。1台1万円を上限に国庫補助金の対象となっておりまして、1,070台を購入する予定でございます。

続いて、990新型コロナウイルス感染症対策関係事業費でございます。

学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業により7月の臨時議会で1,950万円増額補正要求をさせていただきましたが、福岡県がこの事業における加算地域に指定されたことから補助上限額が2倍になったため、新たに1,950万円増額補正要求させていただくものでございます。

小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策として、各学校で使用している消毒液、マスクなどの購入費として消耗品費に1,950万円を計上させていただきます。児童・生徒数の学校規模に応じて補助上限額が定められているため、その上限に合わせ予算計上をさせていただきます。7月に補正させていただきました予算と合わせまして、各学校と協議しながら必要とされる事業、物品の購入に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、151特別支援学級運営費でございます。

これは、令和3年度に特別支援学級増設が見込まれている学校の事務機などの消耗品費として95万円、ホワイトボードなどの備品購入費として150万円増額補正要求をさせていただきます。また、扶助費も137万2,000円増額要求させていただきます。これは、特別支援学級在籍の児童・生徒が当初予算編成時の見込みよりも増加しており、特別支援教育就学奨

励費が不足見込みのため増額要求させていただくものでございます。

続きまして、152通級指導教室運営費でございます。

令和3年度に太宰府南小学校に通級指導教室を新設することで計画をしておりますので、開設に必要とされる机、椅子などの備品、消耗品の購入費の予算を合わせまして170万円増額補正要求させていただいております。

続きまして、10款2項1目、001職員給与費でございますが、こちらは先ほど総務部長が説明させていただいたとおりでございますので、割愛させていただきます。

続きまして、150小学校管理運営費でございます。

こちらは、平成27年度から計画的に小・中学校の児童・生徒用の机、椅子を新JIS規格のものから旧JIS規格のものに入替えを行っておりますので、今年度実施分を補正予算として計上させていただいているものでございます。また、備品購入費及び消耗品費として、令和3年度に学級増が見込まれる水城小学校の教師用机などの備品と消耗品の購入費を計上させていただいております。

続きまして、10款3項1目学校管理費の150中学校管理運営費でございます。

消耗品費につきましては、小学校同様、平成27年度から計画的に児童・生徒の机、椅子を入替えをさせていただいておりますので、本年度実施分の補正予算として計上をさせていただいております。備品購入につきましては、令和3年度に学級増が見込まれます学院中学校の教師用の机等の備品購入費を計上させていただいております。

続きまして、関連がございますので、歳入のほうのご説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

15款2項5目1節の教育総務費補助金、公立学校情報機器整備費補助金を1,070万円増額補正させていただいております。

これは、先ほど歳出の学校教育運営費、11節の需用費のうち消耗品費として1,070万円増額補正させていただいているWi-Fiルーターの購入費の国庫補助金でございます。補助率が10分の10ですので、歳出額と同額を計上させていただいております。

続きまして、15款2項5目2節小学校費補助金として30万9,000円を増額補正要求させていただいております。

これも、先ほどご説明させていただきました歳出の特別支援学級運営費の扶助費137万2,000円の増額補正に伴いまして、小学校分の国庫補助金を増額要求させていただいております。

続きまして、15款2項5目3節中学校費補助金として12万9,000円増額補正させていただいております。

これも、先ほどご説明させていただきました歳出の特別支援学級運営費の扶助費137万2,000円の増額に伴います中学校分の国庫補助金を増額要求をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 特別支援教育費の152通級指導教室運営費で、南小学校に今回新たに設置ということで、この委員会を通過して本会議最終日に通れば一応太宰府市内の小学校には全て通級指導教室が設置されるということで、非常に喜ばしいことだと思います。

それで、南小学校に関しましては9月議会のときにランチルームを普通教室にするということで補正予算が上がっていたんですが、通級指導教室はどこに設置される予定なのか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 現在小学校と打合せを行っておりまして、元のランチルームのほうに設置するかどうかというのは今協議をしております、学校全体の運営を見ていただきまして決定したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） じゃあ、学校側と協議の上に、どこに設置するかは現時点では決定してないと。今後協議しながら決めていくということですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません。GIGAスクール構想でWi-Fiであるとかテレビの取替えとかいろいろ予算が上がっていますが、現場に実際設備が整うという目安としてはいつ頃を考えてあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） タブレットパソコン等を今入札を行って導入を図っておりますが、大体2月末ぐらいをめどに全てそろうのではないかとということで、今調達を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 水城小と学業院中学は学級増ということなんですけれども、具体的に何クラスぐらい増えるんですかね。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 水城小学校が現在のところ1クラス増の見込みです。学業院中学校につきましては、通常学級が1学級という予定で今のところ見込んでおるところでございます。

- 委員長（門田直樹委員） 徳永委員。
- 委員（徳永洋介委員） 例えば、学業院中であれば1学年8クラスずつぐらいになるんですか。
- 委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。
- 学校教育課長（鳥飼 太） すみません。具体的なクラス数が今出てこないんですが、大体8クラスだったと考えております。それにプラス1というような予定でございます。
- 委員長（門田直樹委員） 徳永委員。
- 委員（徳永洋介委員） 学業院中の教室の数とか職員室での職員の人数増とか、どう考えても入るのかなというか、その辺は大丈夫なんですか。
- 委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。
- 学校教育課長（鳥飼 太） 生徒数の見込みを基に施設担当の課と協議をしながら様々な方法を、特別教室であるとかそういった教室の設置状況、利用状況等を勘案しながら生徒さんの学習に支障がないようにできるように対応を考えておるところでございます。
- 委員長（門田直樹委員） よろしいですか。
柳原委員。
- 委員（柳原荘一郎委員） 貸出用のWi-Fiルーターの件ですけれども、一応国庫の補助があるということですが、1,070台ということで適正な数なのかどうか、台数の算出の根拠があれば教えてください。
- 委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。
- 学校教育課長（鳥飼 太） 算出の根拠といたしましては、準要保護の児童数を目安に数値を決定しております。
以上でございます。
- 委員長（門田直樹委員） 柳原委員。
- 委員（柳原荘一郎委員） 最初のほうが聞き取れなくて、もう一回お願いします。
- 委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。
- 学校教育課長（鳥飼 太） 就学援助の対象となっております準要保護の児童・生徒数でございます。
- 委員長（門田直樹委員） よろしいですか。
原田委員。
- 委員（原田久美子委員） 今の貸出用のWi-Fiルーターですけれども、兄弟児がおられるところはもちろん1台で貸出しをする予定ですか。
- 委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。
- 学校教育課長（鳥飼 太） 兄弟児であったとしても学年が違ったりする場合がございますので、1人1台ということで考えております。
- 委員長（門田直樹委員） 原田委員。
- 委員（原田久美子委員） 説明では、登校不安や分散登校の様々な状況においてこういうふうな

教育を受けることができると言われてはいますが、不登校とか登校不安の方が増えてくるんじゃないかと私は心配しております。その対策として、学校に行かなくても家でそういうふうなWi-Fiを使って勉強をしていくということになりますと、先ほども言いましたように、不登校とかそういうふうな不安な子どもがどんどん出てきた場合の対策としてはどういうふうなことを考えてあるか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） オンラインを使用した学習ということが非常に不登校児童・生徒の対応にも有効というふうに考えておりますので、今後この方法をさらに活用しながら不登校児童・生徒の対応に当たっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 特別支援学級のことなんですけれども、クラス増になる学校はどちらで、何クラス増えるのかというのを教えてください。

それと、もう一つ、特別支援学級と通級指導教室を増設するというので予算が上がっているんですけれども、備品の購入だったりとか、あとクラスを増設するときに施設の特別教室を改修したりとかということがあると思うんですけれども、それについて国とか県の補助が全然ついてないと思うんですよね。そこら辺は今どんな状況になっているのか。来年度そういう方向性が下りてきているとか、何か情報があれば教えていただきたいんですけれども。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） まず、1点目の増設数でございますが、特別支援学級の増設でございますが、まず太宰府東小学校に1クラス、水城西小学校に1クラス、国分小学校に1クラス、それから学業院中学校に2クラスの増設の予定でございます。

それと、学級増に伴う改修等につきましては、国庫補助がつかないということでおっしゃいました。単費で対応しているところがございますが、限られたスペースでございますので、それをできるだけ有効に使えるように施設担当課と協議をしながら、それと学校運営が滞りなく進むように協議をしながら増設に向けて協議をして対応しているところがございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 毎年クラス数が増えていっている状況だと思うんですよね、減ることはない状況なので。そういう補助金については自治体から国のほうにこういう状況をきちんと伝えて、補助金を出すように要望するなりという活動が必要だと思いますので、そこら辺もお願いしたいところだと思います。

○委員長（門田直樹委員） 回答は。

○副委員長（神武 綾委員） お願いします。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 要望したいと思います。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） すみません。私から1点。さっきのW i - F i の運用について私からも一つ。

まず、1つが、結局無線LAN、W i - F i ということになると電磁波ということが、しかもコンクリートの中で反響するというか、密室で使うということで、電磁波等に関する過敏症という問題が出てくると思うんですよね。これは、以前から携帯基地局の問題でもさんざん議論にはなったわけですが、学校で、特に成長過程の子どもというものは細胞分裂が激しいわけだから電磁波の影響をもろに受けるということで、それなりの対応が必要じゃないかということで、ある自治体によってはとにかく必要以外はすぐ消すとか、とにかく使用に気をつけているというふうなことだが、本市ではどういうふう考えてあるかが1点。

もう一点が、持ち帰りをさせるのか、させないのか、あるいは特定の子だけそういうことを許可するのか。もしするんだったら、そこからのネットへのつなぎ方についてどういう工夫を考えてあるか、その2点を聞かせてください。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 電磁波の影響につきましては、様々な学術的な見解等を出されているところがございますけれども、現在のところ厚生労働省等では人体には大きな影響はないというようなことをお聞きしているところがございます。ただ、過敏症のお子さんがいらっしゃるということもありますので、そういった事案が発生した場合は個々に状況をお聞きしながら対応しなければならないというふう考えておるところでございます。

それから、持ち帰りにつきましては、全員持ち帰っていただくということ、全員分はございませんけれども、児童・生徒の保護者からお聞きをして、必要とされる方につきまして持ち帰っていただいて学習をしていただくというようなことで、W i - F i ルーターというふう考えております。タブレットパソコンについては学校の判断にもなりますけれども、全児童に持ち帰らせたりということもあると考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 何か最後がちょっと聞こえなかったけれども、まず1点目の特に問題ないと聞いているということで、以前一般質問なんかもしただけけれども、疫学調査で白血病の発症率が2倍になったというふうな報告もあるんですよね。そういうふうで、大丈夫と聞いたのはどこで聞いたの、県とか国と話したんですかね。

教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 失礼します。

総務省のほうでW i - F i 等の電波の大きさ等に関する基準が出ております。実際に採用する機種については、そちらのほうは基準を満足はしているというふう聞いております。ただ

し、先ほどおっしゃいました過敏症については、いろいろなケースがあると思います。こちらについては国の機関も安全だから何もしないということではなくて研究を進めていくべきであるというふうに申しておりますので、そちらに従いまして、そちらの情報等も注視しながら今後必要に応じて検討もしてまいりたいと思いますし、過敏症に関しましては、ほかのケースもたくさんありますよね。そちらについても子どもたちの様子も注視しながら、もちろん健康観察の状況等も気にしながら必要に応じた対応を検討していくように考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 先ほど原田委員の質問もあったけれども、要はそういうものがだんだん先行して中心になっていくのが心配だという趣旨やったと思うんですよね。あくまでも補助であるということであって、電磁波という目に見えないものも関係してくるので、なるべく活用は大いに、しかし限定的なことを考えていただきたいと思って。

2点目なんだけれども、持ち帰らせる分については、ネットにつないで何ぼという、もちろん中に教材が入っているんだろうけれども、つなぐときはその家庭の環境で自由にやるのか、あるいは何か一部自治体ではそういうふうな持ち運びWi-Fiとかを考えたりとか、かなり今回は金額がかかってくると思うんですよね。通信の契約、それから機器、それからそもそもタブレット等を持ち運びするときの保険が別途、またかなりの高額になってくると思う。スマホ等は普通どなたも、分からんけれども持ってあると思うんで、テザリングとか自分で工夫するようなことも考えられるけれども、その辺の対策とか指導は何かご検討されてありますか。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） もちろんネットにつなぐことによって生じる危険とか、そういったことは児童・生徒に対して併せて指導をしていくということは内部で協議してそれをお伝えしていくということにしております。

○委員長（門田直樹委員） 要は、何が言いたいかというのと、よくよく吟味してそういうふうな貸出しというのかな、そういうふうなことを。やるならやるで、本当に必要な家庭、児童に関してはきちんとした支援は多々行うけれども、やみくもに、やみくもにとは表現が悪いけれども、誰でもいいわけじゃないよというそういうスタンスでよろしくお願いします。

ほかよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次のページ、10款4項1目職員給与費については冒頭に説明がありましたが、特に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、10款5項1目オリンピック関係費及び同項2目スポーツ施設管理運営費について説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） おはようございます。

それでは、予算細目132オリンピック関係費についてご説明申し上げます。

延期されていましたが東京2020オリンピック・パラリンピック開催に関連し、来年5月11日に本市で聖火リレーを実施するための補正要求でございます。内訳は、消耗品費としてコースの交通規制や交通渋滞の予告看板50枚分、82万5,000円、印刷製本費としてコースの交通規制周知チラシ5万枚分、33万円、役務費として市広報紙へのチラシ折り込み手数料3万枚分、4万円。以上、合計119万5,000円の補正要求をお願いするものでございます。

続きまして、予算細目130スポーツ施設管理運営費についてご説明申し上げます。

9月の議会連絡会にてご報告差し上げました松川運動公園体育館のPCB含有安定器につきまして、令和3年3月31日までに処分することが義務づけられているため、廃棄処分手数料として816万2,000円の補正要求をお願いするものでございます。なお、現在は照明器具から取り外し、ドラム缶に封緘している状況でございます。

続きまして、関連がございますので、5ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の追加の5番目、オリンピックイベント業務委託料90万1,000円についてご説明申し上げます。

先ほど申し上げました聖火リレーのスタート地点でミニセレブレーションという記念式典を開催するための委託料でございます。実施日は令和3年5月11日で、令和3年度予算になります。今年度中に業者を選定し、協議していく必要があるため、債務負担行為の補正要求をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません、僕が情報を把握してないので。オリンピックは、聖火リレーはあるという決定が何か下りてきているんですか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 今現在は、今年度実施予定でしたルートをそのまま実施するという事で想定しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） スポーツ施設管理運営費の廃棄処分手数料のPCBの関係ですけれども、これは体育館の以前に説明された部分だと思うんですが、その施設自体一帯で買い取っていますので、施設内全て再度点検みたいなことはされたんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） まず、今回のPCB含有安定器が含有されている分が発覚した際に、全ての照明器につきまして調査を行っておるところでございます。50基の照明がございまして、その中の17基のナトリウム灯にPCBが含有されているということで確認が取れましたので、今現在そちらのほうを取り外してドラム缶に封緘しているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 全て調査したというのは、その体育館を全て調査したということか、水道センターとか公文書館とかも含めてということになりますか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） スポーツ課で調査した内容につきましては、松川運動公園体育館になります。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） だけん、ほかはしてないということね。というか、所管が違うけんね。だけん、よそはよそに聞かないかん。総務部長。

○総務部長（山浦剛志） すみません。今回のPCBの関係以降、他の上下水道センターとか、あるいは公文書館については、特に照明等の調査はしておりません。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） じゃあ、ちょっと1点。

ここの審査内容からというところと少しあれなんですけど、概略でいいんだけど、あそこは、庁舎というか事務棟のほうも、ここはアスベストがありましたよね。それで、こっちはPCBということで、古いからね。そういうことで、今後いわゆる総合の施設計画の中で当然考えるんだろうけれども、本当にやるのか、それとも縮小、なくす方向にするのかやら、その辺ももう考えてあるのかな。

総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 個別の施設をどうしていくかというのは、全体計画の中で今考えておるところでございますので、今この場でなくすとか、あるいは存続するということは明確に申し上げることは、申し訳ございませんが、まだできません。

○委員長（門田直樹委員） かなり思い切った決断が要するというところで考えておりますが。

それでは、ほかにございませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 今現在、体育館利用は中止されていると思いますけれども、照明を直

してまで使うとなると、利用者は必然的に利用されると思いますけれども、工事が来年度って言われましたっけ、いつ頃になるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 先ほど総務部長からも説明差し上げましたが、実は今雨漏りも3か所しているような状況でございまして、抜本的な屋根工事を実施するにせよ、もしくは解体するにせよ、数千万円単位の経費が想定されることから、今現在慎重に検討を重ねておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） すみません。先ほどの質問の続きになるんですけども、ほかの施設を調査をしていないとおっしゃいましたけれども、それはそういうものは出てこないという前提で、そこはしないという判断ということでよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） ちょっとほかの施設のことを、概要を。では、部長が手を挙げたから。

総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 今回調査をしてないというのが、もともと今回のPCBというのがナトリウム灯から発しているということで、公文書館と、あと上下水道センターのほうにはそういった照明等は今利用されてないということで、そういう意味もあってしてないということでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の審査を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書10、11ページをお開きください。

19款1項1目財政調整資金繰入金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金といたしまして1億6,295万1,000円を計上させていただいております。

これは、財政調整資金に今回の一般会計補正予算（第7号）の調整財源として繰り入れるものでございます。これによりまして、現時点におきます財政調整資金の令和2年度末残高見込みでございますが、予算ベースで約30億7,501万6,000円となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で歳入の審査を終わります。

続いて、第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

補正予算書5ページをお開きください。

追加のボランティア支援センター運営業務委託料について説明を求めます。

地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長(齋藤実貴男) ボランティア支援センター運営業務委託料について説明いたします。

第3表の一番上段になります。

現在ボランティア支援センター運営業務をNPO法人太宰府ボランティアネットワークに委託しております。令和3年度のボランティア支援センター運営に対し、現在委託先以外に運営を行いたいという団体の問合せがありました。センター運営の業務選定については、委託金額だけではなく、運営についての考えや業務内容を提案してもらおうプロポーザル方式が妥当と判断し、令和3年度当初から委託するためには令和2年度中に選定手続が必要なことから、今回期間と限度額の債務負担行為の設定をお願いするものです。

以上、説明を終わります。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、施設予約システム使用料(延長分)について説明をお願いします。

文化学習課長。

○文化学習課長(花田敏浩) 補正予算書、同じく5ページになります。

第3表債務負担行為補正のうち、追加として上から4つ目にございます施設予約システム使用料(延長分)、令和2年度から令和3年度まで、198万円につきまして説明をさせていただきますが、追加の下段にございます債務負担行為の変更、施設予約システム構築委託料、令和2年度から令和4年度まで、1,094万7,000円及び施設予約システム使用料、令和2年度から令和8年度まで、1,206万円と関連しておりますので、併せて説明をさせていただきます。

これらは、令和3年3月31日で契約期限を迎えます現公共施設予約システムにつきまして、今年度当初から令和3年4月1日からの新システム稼働に向けましてプロポーザル方式により業者選定を行うよう準備をしておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして業者選定事務を予定どおり進めることができなくなったため、当初の予定から新システムへの移行を1年先送りすることによります債務負担行為の追加と変更になります。

まず、追加分は、新システム稼働までの期間、1年間になります。これを現システムの延

長により補うため、現システムでの1年分の使用料を追加するものになります。変更分につきましては、限度額の変更はありませんで、債務負担行為の期間の終了年度をそれぞれ1年延長するものになります。追加、変更、それぞれ今年度中に手続を行う必要がありますことから、債務負担行為の補正を行うものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で債務負担行為補正の審査を終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第65号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時42分〉

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~



太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年2月15日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹